

## 一般社団法人日本接着歯学会 利益相反委員会取扱い内規

### (設置)

第1条 一般社団法人日本接着歯学会(以下、本会)に利益相反委員会(以下、本委員会)を置く。

### (目的)

第2条 本委員会は産学連携活動により生じる利益相反問題に適切に対処することにより、本会会員(以下、会員)及び本会の名誉並びに社会的信用を保持することを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 本委員会は、次の事項を所掌する。

- (1)利益相反に関する調査、審議、審査マネジメント、改善措置の提案、勧告に関する事項
- (2)その他、利益相反に係る必要事項

### (組織)

第4条 本委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1)本会理事長(以下、理事長)が指名する会員若干名
  - (2)外部有識者1名以上
- 2 委員は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
  - 3 委員長は委員の互選により選出する。
  - 4 委員の任期は当該審議を終了したときをもって解任されるものとする。ただし再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合は、これを補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 本委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (改廃)

第6条 この内規の改廃は、本委員会の発議により、規程検討委員会にて協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

### 附則

この内規は、平成28年10月19日から施行する。